

『会計検査研究』編集方針

平成 25 年 7 月 5 日 制定

平成 30 年 4 月 20 日 改正

令和 2 年 6 月 22 日 改正

令和 7 年 10 月 1 日 改正

1 編集の方針

『会計検査研究』は、国の会計とその会計検査に止まらず、広く地方公共団体、独立行政法人、公企業等の会計とその監査・監督について、理論及び実務両面からの調査・研究の進展がはかれることを期待し、財政監督活動に関心を有する財政学、会計学、行政学、公共経済学、政策科学等関連分野の学識経験者及び行政実務者の実務と学術研究の相互交流の場とすることを目的としていることから、この目的に沿った論文等を掲載する。

2 論文等の種別

『会計検査研究』に掲載する論文等の種別は、巻頭言等、寄稿論文、査読付き論文、実務研究論文及び報告とする。

このうち、実務研究論文は、会計学、財政学、行政学等の会計検査に関連する諸分野について、実務面（実務的な課題等）から広範に論じる論文であり、従来の知見を踏まえつつも、実務経験に基づいていたり、政策的なインプリケーションが高かったりするなど、特に、会計検査等に関連する行政実務への有用性を重視する。

3 査読付き論文及び実務研究論文の掲載条件

(1) 『会計検査研究』に掲載される論文等は、以下の各条件を満たさなければならない。

ア 未刊行、未投稿のものであること

イ 発刊の目的に沿った内容のものであること

(2) 査読付き論文及び実務研究論文の執筆者については、資格等、特段の制約を設けないものとする。ただし、査読等の対象論文を絞る観点から、大学院生の単著による投稿及び大学院生が代表著者となる共著による投稿は、博士後期課程在籍者に限る。

4 査読等の実施方法

査読付き論文及び実務研究論文については、別添 1 及び 2 の実施要領に基づいて掲載の可否を検討して、その結果を編集会議に報告する。

寄稿論文については、別添 3 の実施要領に基づいてレビューを実施したのち、その結果を編集会議に報告する。

5 掲載の可否の決定

編集会議は、論文の掲載の可否について、論文の内容が『会計検査研究』の発刊の目的に沿った内容のものであるかなどを検討した上で、査読等の結果を踏まえて、総合的に判断して決定する。